

委託契約のうち概算契約について、支出負担行為担当官、官署支出官等が行う会計事務の内容の周知徹底を図ることなどにより、検査調書の作成等が会計法令に従って適正に行われるよう改善させたものの

検査調書に基づかずに支払われていた委託費の額(支出) 84億5346万円

1 制度の概要

(1) 厚生労働省における委託契約の概要

厚生労働省は、毎年度、国の事務、事業、調査、試験研究等（以下「委託業務」という。）を同省以外の機関等に委託する契約（以下「委託契約」という。）を多数締結しており、「(目)〇〇委託費」（委託業務に係る経費を計上するための予算科目。以下「委託費目」という。）から委託業務の実施の対価として多額の支出を行っている。同省における委託契約には、契約締結時に契約金額を確定するものと、契約締結時には契約金額の確定が困難なことから契約金額を概算額として、委託業務の完了後に実績に基づき契約金額を確定するもの（以下「概算契約」という。）がある。

(2) 国の契約における検収の概要

会計法等によれば、支出負担行為担当官は、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、給付完了の確認のために必要な検査（以下「検収」という。）を行わなければならないとされているほか、検収は、支出負担行為担当官、支出負担行為担当官から検収を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から検収を命ぜられた職員（以下「支出負担行為担当官等」という。）が、契約書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。そして、支出負担行為担当官等は、検収を行った場合には、原則として契約金額が200万円を超えない契約である場合を除き検査調書を作成しなければならないとされており、その場合は、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないとされている。

2 検査の結果

厚生労働本省（以下「本省」という。）の平成25年度予算の委託費目による委託契約の大部分を占める概算契約で、検査調書を作成しなければならない契約金額200万円を超えるもののうち、計186件、支払額計84億5346万余円を対象として検査したところ、これらの契約は、全て請負契約又は物件の買入れその他の契約に該当し、検収を行って、検査調書を作成しなければならないものであった。

しかし、本省は、上記の契約を全て検収を行う必要がない契約であると認識していたため、検査調書が作成されておらず、結果として検査調書に基づかずに委託費が支払われていたと認められた。

このように、本省が委託費目による委託契約のうち概算契約について、全て検収を行う必要がある契約であるのに検収を行う必要がない契約であると認識していた結果、検査調書が作成されておらず、検査調書に基づかずに委託費が支払われていた事態は適正ではなく、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、27年8月に関係部署に対して通知文書を発して、委託費目による委託契約のうち概算契約については、検収を行う必要があるものとして、同年9月1日以降に委託業務が完了する契約から、支出負担行為担当官等が、検収を確実に行之、通知文書で示す様式に従い検査調書を作成すること、及び官署支出官が、確実に検査調書を確認することを周知徹底するなどの処置を講じた。